

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月5日

【会社名】 エルナー株式会社

【英訳名】 ELNA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 望月明彦

【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045-470-7251

【事務連絡者氏名】 管理部長 山本真史

【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目8番11号

【電話番号】 045-470-7251

【事務連絡者氏名】 管理部長 山本真史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年5月31日の臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年5月31日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

イ 株式併合の割合

普通株式10株を1株に併合する。

ロ 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

ハ 効力発生日における発行可能株式総数

1千5百万株

第2号議案 定款一部変更の件

次のとおり変更する。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|-------------------------------|---|
| 第1条～第5条 (条文省略) | 第1条～第5条 (現行通り) |
| 第6条 当社の発行可能株式総数は1億5,000万株とする。 | 第6条 当社の発行可能株式総数は3千万株とする。 |
| 第7条 当社の単元株式数は1,000株とする。 | 第7条 当社の単元株式数は100株とする。 |
| 中略 | 中略 |
| 第25条 (条文省略) | (削除) |
| 第26条～第42条 (条文省略) | 第25条～第41条 (現行通り) |
| (新設) | 附則 本定款第6条及び第7条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお本附則は平成30年10月1日の経過後、これを削除する。 |

第3号議案 取締役3名選任の件

現任取締役山崎真哉氏、安藤正直氏、村田健一郎氏の3名は平成30年5月31日の臨時株主総会終結の時をもって辞任するため、改めて取締役として望月明彦氏、谷中弘氏、樋口収氏の3名を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

現任監査役樋口収氏は、平成30年5月31日の臨時株主総会終結の時をもって辞任するため、監査役として加藤幸人氏の1名を選任する

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

当社の補欠監査役は、樋口収氏が平成29年5月12日に当社監査役に就任したことにより、その選任の効力が終了しているため、補欠監査役として田子陽子氏の1名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%) |
|--------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案 株式併合の件 | 120,333 | 424 | 0 | (注)1 | 可決 99.6% |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 120,323 | 434 | 0 | (注)1 | 可決 99.6% |
| 第3号議案 取締役3名選任の件 | | | | | |
| 望月明彦 | 120,495 | 262 | 0 | (注)2 | 可決 99.8% |
| 谷中弘 | 120,395 | 362 | 0 | | 可決 99.7% |
| 樋口収 | 120,425 | 332 | 0 | | 可決 99.7% |
| 第4号議案 監査役1名選任の件 | | | | | |
| 加藤幸人 | 120,509 | 248 | 0 | (注)2 | 可決 99.8% |
| 第5号議案 補欠監査役1名選任の 件 | | | | | |
| 田子陽子 | 120,506 | 251 | 0 | (注)2 | 可決 99.8% |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上